

# JOIN給与・賞与システム

## 令和4年度 健康保険・介護保険料率改定のご案内

拝啓 日頃は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

平素は「JOIN給与・賞与システム」をご利用頂き、誠にありがとうございます。

さて、協会けんぽ(全国健康保険協会)の保険料率が、本年3月分(4月納付分)から改定されます。

この改正に伴い、「JOIN給与・賞与システム」の健康保険料率を変更していただく必要がございますので、下記の通りご案内をさせていただきます。

ご不明な点などございましたら弊社までお問い合わせください。

今後とも宜しく願いたします。

敬具

### 1 改正事項

- 協会けんぽ(全国健康保険協会)の健康保険料率が、令和4年3月分(4月納付分)から、以下の料率へ改定されます。

◎健康保険料率 → 下記の「令和4年度 都道府県単位保険料率」表をご参考ください。

◎介護保険料率 → 1.64%

#### 令和4年度 都道府県単位保険料率

北海道	10.39%	滋賀県	9.83%
青森県	10.03%	京都府	9.95%
岩手県	9.91%	大阪府	10.22%
宮城県	10.18%	兵庫県	10.13%
秋田県	10.27%	奈良県	9.96%
山形県	9.99%	和歌山県	10.18%
福島県	9.65%	鳥取県	9.94%
茨城県	9.77%	島根県	10.35%
栃木県	9.90%	岡山県	10.25%
群馬県	9.73%	広島県	10.09%
埼玉県	9.71%	山口県	10.15%
千葉県	9.76%	徳島県	10.43%
東京都	9.81%	香川県	10.34%
神奈川県	9.85%	愛媛県	10.26%
新潟県	9.51%	高知県	10.30%
富山県	9.61%	福岡県	10.21%
石川県	9.89%	佐賀県	11.00%
福井県	9.96%	長崎県	10.47%
山梨県	9.66%	熊本県	10.45%
長野県	9.67%	大分県	10.52%
岐阜県	9.82%	宮崎県	10.14%
静岡県	9.75%	鹿児島県	10.65%
愛知県	9.93%	沖縄県	10.09%
三重県	9.91%		

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、これに全国一律の介護保険料率(1.64%)が加わります。  
 ※変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、一般の被保険者は3月分(4月納付分)、任意継続被保険者及び日雇特別被保険者は4月分からとなります。

## 2 ご注意

### ★ 料率変更作業を行っていただく前に…

料率変更するまでの期間の給与・賞与データは、必ずバックアップを行っていただけますようお願いいたします。

### ★ 料率変更作業:一括更新について

[会社基礎情報]-[社会保険料]のみの変更では、社員個々の社会保険料は更新されません。

必ず[会社基礎情報]-[社会保険料]から“一括更新”を実行してください。

(但し、その場合、社員情報の“生年月日”“標準報酬月額”が正しく登録されていないと更新されません。

“生年月日”“標準報酬月額”が未登録の場合は、社員マスターの保険料額を手入力で訂正してください。)

### ★ 変更作業の時期について

新保険料率は令和4年3月分(4月納付分)の保険料より適用されますので、料率変更の作業は3月分の保険料を徴収する月の給与計算の直前に行ってください。まだ前回の料率で徴収しなければいけない給与計算が残っている場合に料率の変更を行うと、正しく給与計算が行えませんのでご注意ください。

※ 何月分の給与計算から適用されるかは、お客様個々に判断いただけるようお願いいたします。

(詳しくは所轄の社会保険事務所にご確認願います。)

※ 料率変更後に社員マスターで標準報酬月額を入力した時、または会社基礎情報(社会保険料)で一括更新後は、新料率で保険料が計算されますのでご注意ください。

### ★ 変更後のデータ訂正について

料率改正以前の支給済給与等のデータを修正した場合には、新料率での計算が行われ、支給済金額とは異なってまいりますので、充分にご注意いただけるようお願いいたします。

## 1. 会社ごとに、健康保険・介護保険料率を新しい料率へ変更してください。

- (1) メニュー画面から会社を呼出し、[マスター作成]-[会社基礎情報]を選択してください。
- (2) [社会保険]ボタンをクリックしてください。
- (3) 保険料率を入力してください。

※下表は「東京都」の税率を入力した例です。

社会保険料

保険の種類	保険料率			被保険者負担率			上限
	男	女	船員	男	女	船員	下限
健康保険	98.10	98.10	0.00	49.05	49.05	0.00	1,390,000
	1000	1000	1000	1000	1000	1000	58,000
介護保険	16.40	16.40	0.00	8.20	8.20	0.00	
	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
厚生年金	183.00	183.00	0.00	91.50	91.50	0.00	650,000
	1000	1000	1000	1000	1000	1000	88,000
厚生年金基金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0
	1000	1000	1000	1000	1000	1000	0

こちらの健康保険・介護保険料率を変更してください。

(今回、上限/下限の金額に変更はありません)

上記の表は「東京都」を例として入力した保険料率です。

他県の保険料率は、1枚目の「令和4年度都道府県単位保険料率」をご参考ください。

## 2. 会社ごとに、新保険料率を一括更新してください。

- (1) メニュー画面から会社を呼出し、[マスター作成]-[会社基礎情報]を選択してください。
- (2) [社会保険]ボタンをクリックしてください。

下図の画面が表示されますので、「一括更新」ボタンをクリックしてください。

会社基礎情報

基本情報 | 社会保険 | テーブル名 | 支給日等

社会保険料

保険の種類	保険料率			被保険者負担率			上限
	男	女	船員	男	女	船員	下限
健康保険	98.10	98.10	0.00	49.05	49.05	0.00	1,390,000
	1000	1000	1000	1000	1000	1000	58,000
介護保険	16.40	16.40	0.00	8.20	8.20	0.00	
	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
厚生年金	183.00	183.00	0.00	91.50	91.50	0.00	650,000
	1000	1000	1000	1000	1000	1000	88,000
厚生年金基金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0
	1000	1000	1000	1000	1000	1000	0

社会保険事業所番号

健康保険組合名称

組合事業所番号

基金名称

基金番号

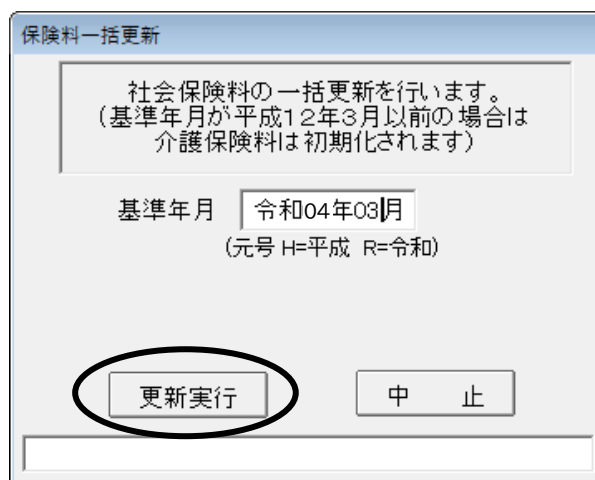
基金事業所番号

自社専用健保被保険者負担率(男)を、入力して下さい。

基本情報 | 社会保険 | 名称等 | 支給日等 | **一括更新** | 印刷 | 中止 | 登録

一括更新

- (3) 下図のウィンドウが表示されますので、“基準年月”を入力後[更新実行]ボタンをクリックしてください。(基準年月へは、社会保険料計算対象月を入力してください。)



- (4) 下図のメッセージが表示されます。[OK]ボタンをクリックしてください。  
(2) の画面に戻ります。[登録]ボタンをクリックしてください。  
作業は以上で完了です。

